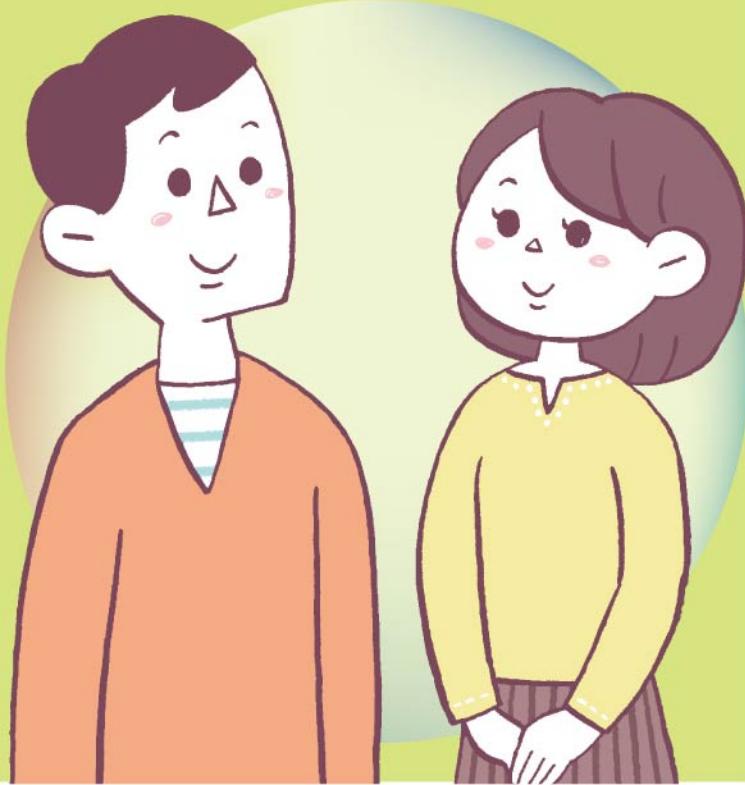




川崎市
KAWASAKI CITY

特別養子縁組制度を知っていますか?



【里親の種類】

養子縁組里親	特別養子縁組によって、子どもの養親になることを希望する里親
養育里親	家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親
専門里親	養育里親のうち、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親
親族里親	実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族で子どもの養育を希望する里親
ふるさと里親	夏休み等の長期休暇を利用して親との交流が少ない施設入所児童を受け入れる里親

かわさき里親支援センター さくら
川崎市フォースターリング事業(養子縁組里親)

〒214-0001 川崎市多摩区菅5-2-1 ポーラスター
TEL: 044-949-3108(さとおや) FAX: 044-949-3109
Email: hello@satooya-sakura.com URL: <https://satooya-sakura.com/>
【開所時間】月～土 9時～17時(日・祝祭日・年末年始休み)



【アクセス】JR南武線「稻田堤駅」徒歩5分、または、京王線「京王稻田堤駅」北口前 ※敷地内に駐車場はありませんので、近隣パーキングまたは交通機関をご利用ください。



家族のしあわせいろいろなカタチ。

かわさき里親支援センターさくらは、
川崎市の委託を受け、
社会福祉法人厚生館福祉会が運営している、
川崎市フォースターリング事業(養子縁組里親)です。

※養子縁組里親：親を必要とする子どもを家族として家庭に迎え、特別養子縁組を前提として育ててくださる里親を「養子縁組里親」といいます。



特別養子縁組制度とは…

何らかの事情により、実親(生みの親)が育てることができない子どもたちがいます。子どもの福祉の増進を図るために、実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度を特別養子縁組といいます。子どもが生涯にわたり、安定した家庭生活を送るための制度です。

家の存続のために作られた普通養子縁組に対して、あくまで子どもの福祉の観点から作られた制度が特別養子縁組です。

特別養子縁組

戸籍の表記	長男、長女(実子と同じ)
生みの親との関係	終了
子どもの年齢	原則として15歳未満
育ての親の年齢	原則として25歳以上の婚姻している夫婦 (ただし、一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で良い)
縁組の成立	家庭裁判所が決定
関係の解消	原則として認められない

さくらのやくわり1 里親制度の啓発

特別養子縁組成立後、養子縁組家庭は一般家庭と同様、地域の中で生活していきます。里親家庭の子どもたちが地域で健全に育っていくために、地域に向けて里親制度の啓発をしています。

出前講座も受付中!



パンフレット配布など
ご協力ください!

制度を支える地域社会



さくらのやくわり2 養子縁組里親のリクルート

社会的養護の子どもたちのために
里親委託のさらなる推進を目指して
います。

川崎市在住で特別養子縁組制度、
養子縁組里親に興味・関心のある方
に向けて、個別説明会を随時開催中!

● 養子縁組里親登録の流れ

- 説明会
参加 ➤ 個別面接 ➤ 里親登録
申請書
提出 ➤ 認定前
研修 ➤ 施設実習

さくらのやくわり3 養子縁組里親への研修

認定前研修、登録後の
スキルアップ研修、委託後
のフォローアップ講座など
を行っています。



さくらのやくわり4 子どもと 里親家庭のマッチング

児童相談所と協働し、子どもにとってより良い
マッチングを目指します。

社会福祉士や
保育士、心理士
などの専門職が
チームとなって
支援します!

さくらのやくわり5 養育相談支援 (アフターフォロー)

関係機関と連携して、お子さんの委託を受けた養子縁組家庭をサポートします。子どもの養育に関する事、養子縁組家庭ならではの悩みなど、お気軽にご相談ください。

その他にも、養子縁組里親と子ども同士の仲間づくりの
機会として、ひろばを企画、開催しています。



(調査・審議の結果による)